

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、三豊市財田町土地改良区の土地改良事業（単独県費補助土地改良事業ほ場整備事業柳谷地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を三豊市建設経済部農林水産課において平成20年2月12日から平成20年3月3日まで縦覧に供する。

平成20年2月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀